

10.2 投資・サービス章留保表（附属書 I & II）

ペルー

梅津英明*
柴田久**
飯田龍太***

I. 現在留保（附属書 I）

投資章・サービス章におけるペルーの中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい）。

分野	留保対象義務／概要
全分野	<p>内国民待遇（投資章）</p> <p>外国人、外国法に基づき設立された企業及びペルー法に基づき設立された企業のうち、直接又は間接にその全部又は一部を外国人に所有されている企業は、ペルー国境から 50km 以内の陸地又は水域（鉱物、森林及びエネルギー資源を含む。）を直接又は間接を問わず、いかなる権原も取得又は所有することができない。但し、明確な公益上の必要性がある場合には、法律に従って、閣僚評議会の最高政令（Supreme Decree）により、例外として許可されることがある。</p> <p>当該地域における取得又は保有に当たっては、投資家は法律に従って対応する申請書を関係省庁に提出しなければならない。例えば、鉱業分野では、この種の許可が与えられている。</p>
ラジオ・テレビ放送サービス	<p>内国民待遇（投資章）、現地における拠点（サービス章）</p> <p>ペルー国民又はペルー法に基づき設立されペルー国内にある法人のみが、ラジオ又はテレビ放送サービスの提供について、許可又は認可を受けることができる。</p>
音声・映像サービス	<p>特定措置の履行要求（投資章）、内国民待遇（サービス章）</p> <p>無料テレビ放送の 1 週間の番組のうち少なくとも平均 30%以上は、ペルー国内において製作され、5 時から 24 時の間に放映されなければならない。</p>

* うめつ ひであき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** しばた ひさし／弁護士・森・濱田松本法律事務所

*** いいだ りゅうた／弁護士・森・濱田松本法律事務所

<p>全分野</p>	<p>経営幹部及び取締役会（投資章）、内国民待遇及び最恵国待遇（サービス章）</p> <p>ペルー国内における雇用者は、その業種又は国籍を問わず、従業員を雇用する際はペルー国民に優遇措置を与えなければならない。</p> <p>サービス提供企業に雇用されているサービス提供者である外国人は、書面による 3 年を超えない期間の雇用契約のもと、サービスを提供することができる。当該契約は、期間満了後も同じ期間延長することができる。サービス提供企業は、同じ職種に就くペルー国民の訓練に関するコミットメントの証拠を提示しなければならない。</p> <p>企業における外国人の割合は全従業員数の 20%を超えてはならず、また外国人に対する支払は全従業員に対する給料・賃金の総額の 30%を超えてはならない。これらの制限は、サービスを提供する外国人がペルー国民の 配偶者、子供、兄弟である場合など、一定の場合には適用されない。</p> <p>雇用者は、専門職や技術職、新規ビジネス等に関与する取締役又は経営者など、一定の場合には、外国人従業員に関する従業員数及び給料・賃金についての上記制限の免除を求めることができる。</p>
<p>運送</p>	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、現地における拠点（サービス章）</p> <p>ペルーの商用航空はペルー国民又はペルー法人にのみ許可される。</p> <p>この項においてペルー法人とは以下の要件を全て満たす法人をいう。</p> <p>(a) ペルー法に基づき設立され、商用航空をその法人の目的と定め、ペルー国内に所在し、主たる事業及び管理をペルー国内で行うこと。</p> <p>(b) 取締役、経営者及び当該会社を支配・管理する者の少なくとも半数プラス 1 名がペルー国民又は恒久的住所をペルー国内に有する若しくはペルーに居住していること。</p> <p>(c) 原則として、資本金の少なくとも 51%がペルー国民により所有され、当該法人がペルーに永住しているペルーの株主又はペルーに居住するパートナーにより実際にかつ実効的に支配されていること。商用航空サービスの許可から 6 か月後に、外国人は 70%まで当該法人の資本金を保有することができる。</p> <p>ペルーの商用航空の運航者による運航においては、機内で飛行機操縦を行う人員はペルー国民又はペルーでのライセンスを有する外国人居住者でなければならない。</p> <p>ペルー法人のパイロットとして活動するには、外国人のパイロットは、少なくとも 2 年間ペルーに居住していることを証明しなければならない。</p>

	<p>い。但し、入国カテゴリーがペルー国民の配偶者である外国人居住者にはこの制限は適用されない。</p> <p>上述にかかわらず、民間航空局 (Civil Aviation) の General Directorate は、技術的な理由により、ペルーの資格を有しない外国人に、6 か月を超えない期間で、これらの活動を行うことを許可することができ、これらの技能者が他にいない場合には、この期間を延長することができる。</p>
<p>運送</p>	<p>内国民待遇 (投資章・サービス章)、経営幹部及び取締役会 (投資章)、現地における拠点 (サービス章)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「National Shipowner」又は「National Ship Enterprise」は、ペルー国民又はペルーにおいて設立された法人であり、その主たる所在地及び実際のかつ実効的な本拠地をペルー国内に有し、国内輸送、カボタージュ又は国際輸送の水上運送サービスを行い、少なくとも 1 隻のペルー船籍の商業船の所有者又は購入義務のあるファイナンスリース又は裸備船における貸主であり、関連する操業許可を General Aquatic Transport Directorate から取得した者を意味する。 2. 資本金の少なくとも 51% がペルー国民により所有されなければならない。 3. 取締役会の議長、過半数の取締役及び General Manager はペルー国民かつペルー居住者でなければならない。 4. ペルー船籍の船の船長及び船員は全て General Directorate of Captaincy and Coastguards により許可されたペルー国民でなければならない。例外的な場合及びその種類の船に精通したペルー国民がいないことが確認された場合、全船員の 15% を上限として外国人を一時的に雇うことができる。後者の例外は船長には適用されない。 5. ペルー国民にのみ港の水先案内人の資格が与えられる。 6. カボタージュは、一定の例外を除き、「National Shipowner」又は「National Ship Enterprise」により所有されたペルー船籍の商業船又は購入義務のあるファイナンスリースによりリースされ若しくは裸備船されたペルー船籍の商業船により行わなければならない。
<p>エネルギー関連サービス</p>	<p>内国民待遇及び現地における拠点 (サービス章)</p> <p>ペルーにおいて探鉱契約を締結する場合、外国人は、登記簿に登録し、ペルーの首都に居住するペルー国民に委任状を与えなければならない。</p> <p>外国企業は、支店を設立するか又はペルー会社法に基づき団体を設立し、ペルーの首都に拠点を置き、ペルー国民を執行代理人に指名しなければならない。</p>

【附属書 I に関する全体的解説・コメント】

日本・ペルー投資協定及び日本・ペルー経済連携協定でも、TPP 協定と同様、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていた。日本・ペルー投資協定及び日本・ペルー経済連携協定のネガティブ・リストと TPP 協定におけるペルーのネガティブ・リストには、重複する内容が多い。

II. 包括的留保（附属書 II）

投資章・サービス章におけるペルーの包括的留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
全分野	<p>最恵国待遇（投資章・サービス章）</p> <p>ペルーは、TPP 協定が発効するまでの間に発効し又は署名された二国間又は多国間の国際協定に従って他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>ペルーは、以下に関する事項について、TPP 協定の発効後に発効し又は署名される二国間又は多国間の国際協定に従って他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 航空</p> <p>(b) 漁業</p> <p>(c) 海事（海難救助を含む。）</p>
全分野	<p>内国民待遇、最恵国待遇並びに経営幹部及び取締役会（投資章）</p> <p>ペルーは、既存の公的企業又は政府機関の持分又は資産を売却又は処分する場合、TPP 協定の締約国又は非締約国の投資家による当該持分又は資産の所有及び当該持分又は資産の所有者として企業を支配する権限について、禁止又は制限を課すことができる。かかる売却その他の処分について、ペルーは経営幹部及び取締役会の構成員に選任される者の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

また、ペルーは、以下の項目を除き、市場アクセスについての措置を採用・維持する権利を留保する。

【解説・コメント】

ペルーは、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条における義務の改善点を記載する形式ではなく、サービス章の「市場アクセス」の義務を負う範囲を附属書 II に列挙している。

【解説者注】

下表の記載において、第 1 モードとは、越境取引（ある国の領域から他の国の領域へのサービス提供）を、第 2 モードとは、国外消費（ある国の領域における他の国のサービ

ス消費者へのサービス提供)を、第3モードとは、商業拠点(ある国のサービス提供者による、他の国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供)を、第4モードとは、人の移動(ある国のサービス提供者による、他の国の領域内における自然人を通じてのサービス提供)をそれぞれ意味する。

分野	市場アクセスの制限
法律サービス	<p>第1モード及び第3モード:制限しない。但し、公証人の数は各都市の住民の数による。</p> <p>第2モード:制限しない。</p> <p>第4モード:約束しない。但し、外国人労働者募集法(Law for Foreign Workers Recruitment)の制約を除く。</p>
会計、監査及び簿記サービス	<p>第1モード及び第3モード:制限しない。但し、監査協会は許可を受け、国内に居住し、リマ公認会計士協会から資格を付与された公認会計士のみから構成される。監査協会のメンバーはペルーの他の監査協会のメンバーになることはできない。</p> <p>第2モード:制限しない。</p> <p>第4モード:約束しない。但し、外国人労働者募集法(Law for Foreign Workers Recruitment)の制約を除く。</p>
税務サービス	<p>第1モード、第2モード及び第3モード:制限しない。</p> <p>第4モード:約束しない。但し、外国人労働者募集法(Law for Foreign Workers Recruitment)の制約を除く。</p>
建築サービス	<p>第1モード、第2モード及び第3モード:制限しない。但し、一時的な登録のためには非居住の外国人建築家はペルーに居住するペルー人の建築家との共同契約を締結しなければならない。</p> <p>第4モード:約束しない。但し、外国人労働者募集法(Law for Foreign Workers</p>

	Recruitment) の制約を除く。
エンジニアリング・サービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。</p>
総合エンジニアリング・サービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。</p>
都市計画及び景観設計サービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。但し、一時的な登録のためには非居住の外国人建築家はペルーに居住するペルー人の建築家との共同契約を締結しなければならない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。</p>
獣医師サービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。</p>
助産婦、看護婦、理学療法士及び準医療に従事する者により提供されるサービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。</p>
電子計算機及び関連のサービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。</p>
自然科学の研究及び開発のサービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：</p>

	<p>実施の許可を要する等の一定の例外を除き制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。但し、所轄官庁の許可を要する。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
学際的な研究及び開発のサービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。但し、実施の許可を要する場合がある。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
不動産に係るサービス（所有又は賃貸不動産に関するサービス、手数料又は契約ベースのサービスを含む。）	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
船舶、航空機、その他の輸送機器並びにその他の機械及び機器に関する乗組員／運転者を伴わない賃貸サービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：カボタージュなどに関する一定の例外を除き制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
広告サービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。但し、ペルー国内で製作された商業広告には 80%以上のペルー人のデザイナーを使わなければならない等の制限がある。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、アーティスト及びパフォーマー法（Law of the</p>

	Artist and Performer) 並びに外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。
市場調査及び世論調査のサービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。
経営相談サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。
経営相談に関連するサービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。
技術検査及び分析サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。
農業、狩猟及び林業に関連するサービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。
漁業に付随するサービス (漁業に関する助言及び相談サービスに限る。)	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：外国人労働者募集法 (Law for Foreign Workers Recruitment) の制約を除く。
鉱業に付随するサービス、人員をあっせん及び提供するサービス、調査及び警備	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。

	第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。
科学及び技術に関連する相談サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。
機器（船舶、航空機又はその他の運送機器は含まない）の保守及び修理、建物の清掃サービス、写真サービス、駐車サービス、会議サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。
印刷及び出版	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。
その他（一定のサービスを除く）	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。
急送便サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：約束しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。
電気通信に関する相談サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：約束しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。
国内又は国際長距離電気通信サービス	ペルーは、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条におけるペルーの義

	務に矛盾しない措置を採用又は維持する権利を留保する。
電気通信事業者サービス、民間電気通信サービス、付加価値サービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。但し、許認可等を取得する義務など一定の事項を除く。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
問屋サービス（炭化水素を除く。）	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
小売サービス（酒類及びタバコを除く。）	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
卸売サービス（炭化水素を除く。）	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
フランチャイズ	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
建設サービス（建設に関する相談サービスに限る。）	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
高等教育サービス	第 1 モード：主にペルー国外で行われるプログラムの一部である科目を除き約束し

	<p>ない。</p> <p>第 2 モード、第 3 モード及び第 4 モード：制限しない。</p>
環境サービス（相談サービスに限る）	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
ホテル及び飲食店（仕出しを含む）、旅行業サービス、観光客の案内サービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
興業サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む）、通信社サービス、図書館・記録保管所・博物館及びその他の文化・スポーツサービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。但し、ペルー人のアーティストの割合などにつき、一定の例外がある。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、アーティスト及びパフォーマー法（Law of the Artist and Performer）並びに外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
競技及び娯楽スポーツの施設の開発	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
娯楽用公園サービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>
道路運送サービス（運転者を伴う商用車両の賃貸サービス、道路運送機器の保守及び修理のサービス、道路、橋及びトンネルの開発サービス）	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。</p>

	Recruitment) の制約を除く。
全ての形態の運送の補助的なサービス（貨物取扱サービス、倉庫サービス、貨物運送代理店サービス）	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。
航空機の保守及び修理	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。
航空運送サービスの販売及びマーケティング	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。
空港運営及び地上取扱サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：約束しない。 第 4 モード：約束しない。但し、外国人労働者募集法（Law for Foreign Workers Recruitment）の制約を除く。

【附属書Ⅱに関する全体的解説・コメント】

日本・ペルー投資協定及び日本・ペルー経済連携協定でも、TPP 協定と同様、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていた。日本・ペルー投資協定及び日本・ペルー経済連携協定のネガティブ・リストと TPP 協定におけるペルーのネガティブ・リストには、重複する内容が多い。また、上記の範囲で市場アクセスの義務を負うことを約束している。

III. 備考及び更新情報

ver.2 : 附属書Ⅱに関する全体的解説・コメントを加筆の上、明確化のための加筆・修正を行った。